# 平成27年度における行政機関及び独立行政法人等 の情報公開法の施行の状況について(概要)

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成27年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要(速報値)は、以下のとおりです。

### ≪調査対象≫

#### 〇 対象機関

- ・国の行政機関(45機関)
- ·独立行政法人等(203機関)

# 〇 対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの状況について、平成28年3月31日 現在で調査

#### 1 開示請求の件数

平成27年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では111,415件、独立行政法 人等では7,287件となっている。

#### ○ 開示請求件数の推移



(注) 平成18年4月に高額納税者公示制度が廃止されたことに伴い、行政機関(国税庁) における開示請求件数が大幅に減少した。

# ○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位:件)

行政機関	平成27年度	平成26年度
法務省	46, 984	41, 933
国土交通省	30, 618	30, 477
厚生労働省	10, 735	13,009
人事院	5, 056	3, 892
防衛省	4, 463	3, 562
その他	13, 559	12, 066
計	111, 415	104, 939

独立行政法人等	平成27年度	平成26年度
国民生活センター	1, 995	1,838
医薬品医療機器総合機構	1, 385	1,562
鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	685	564
日本年金機構	660	583
水資源機構	299	224
その他	2, 263	2, 533
計	7, 287	7, 304

# 2 開示決定等の件数

平成27年度には、行政機関では、100,271件の決定がされ、開示決定(全部を開示する決定及び一部を開示する決定)は97,094件(96.8%)、このうち、全部を開示する決定が38,090件(38.0%)、一部を開示する決定が59,004件(58.8%)となり、また、不開示決定は3,177件(3.2%)となっている。

独立行政法人等では、6,877件の決定がされ、開示決定は6,298件 (91.6%)、この うち、全部を開示する決定が3,163件(46.0%)、一部を開示する決定が3,135件(45.6%) となり、また、不開示決定は579件 (8.4%) となっている。

なお、不開示情報が記録された行政文書又は法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長又は独立行政法人等の裁量により開示された(公益裁量開示)例は、行政機関で1件であった。

また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、 行政機関では3,241件、独立行政法人等では244件となっている。

(単位:件、%)

		(平压:11、70)							
			開示決定等						
				開示決	定	(開示決定	(開示決定		
		計	小計	全部を開示	一部を開示	したもの のうち) 公益裁量 開示	したもの のうち) 開示実施 の申出なし	不開示 決定	
	玩+0.5/F	100, 271	97, 094	38, 090	59,004	1	3, 241	3, 177	
行政	平成27年度	(100)	(96.8)	(38. 0)	(58.8)	(0.0)	(3. 2)	(3. 2)	
機関	(参考)	97, 544	95, 186	37, 532	57,654	1	3, 006	2, 358	
	平成26年度	(100)	(97. 6)	(38. 5)	(59. 1)	(0.0)	(3. 1)	(2.4)	
Xth -1-4-	T-407/F	6,877	6, 298	3, 163	3, 135	0	244	579	
独立行	平成27年度	(100)	(91.6)	(46.0)	(45. 6)	(0.0)	(3.5)	(8.4)	
政法人	(参考)	7, 037	6, 361	3, 189	3, 172	0	170	676	
等	平成26年度	(100)	(90.4)	(45. 3)	(45. 1)	(0.0)	(2.4)	(9.6)	

#### ○ 開示決定の割合の推移



# 3 開示決定等の期限の遵守状況

開示決定等は、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期限を30日以内に限り延長することができる。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる(期限を開示請求者に通知)とする期限の特例が設けられている。

平成27年度にされた開示決定等の期限の遵守状況は以下のとおりであり、期限内に 決定がされたものの割合は、行政機関が99.9%、独立行政法人等が99.7%となってい る。

(単位:件、%)

		開示決定	延長手続		延長手続	を採った	期限の特		合	計
		等件数	かったも	の	もの		適用したもの		1	н
			期限内	期限を	期限内	期限を	期限内	期限を	期限内に	期限を超
			に決定	超過し	に決定	超過し	に決定	超過し	決定がさ	過したも
			がされ	たもの	がされ	たもの	がされ	たもの	れたもの	の
			たもの		たもの		たもの		(a+c+e)	
			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b+d+f)
行政	亚中07年本	100, 271	90,643	8	6, 985	0	2,627	8	100, 255	16
機関	平成27年度	(100)	(90. 4)	(0.0)	(6.9)	(0.0)	(2.6)	(0.0)	(99.9)	(0.1)
	(参考)	97, 544	88, 298	34	6, 307	5	2,898	2	97, 503	41
	平成26年度	(100)	(90.5)	(0.1)	(6.4)	(0.0)	(3.0)	(0.0)	(99.9)	(0.1)
独立行		6,877	5, 036	9	789	11	1,028	4	6, 853	24
政法人	平成27年度	(100)	(73. 2)	(0.1)	(11. 5)	(0.1)	(15. 0)	(0. 1)	(99. 7)	(0.3)
等	(参考)	7,037	4, 945	9	1,072	3	998	10	7, 015	22
	平成26年度	(100)	(70. 2)	(0.1)	(15. 2)	(0. 1)	(14. 2)	(0. 1)	(99. 7)	(0.3)

# ○ 期限を超過したもの(行政機関別内訳)

(単位:件)

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに 開示決定等がされな かったもの	特例規定を適用して 通知した期限までに 開示決定等がされな かったもの
内閣府	2	0	3
法務省	3	0	0
外務省	0	0	5
文部科学省	1	0	0
厚生労働省	2	0	0
計	8	0	8

# ○ 期限を超過したもの(独立行政法人等別内訳)

(単位:件)

	30日以内に開示決 定等がされなかっ たもの	延長した期限までに 開示決定等がされな かったもの	特例規定を適用して 通知した期限までに 開示決定等がされな かったもの
医薬品医療機器総合機構	4	0	0
国立長寿医療研究センター	1	1	0
日本スポーツ振興センター	4	2	3
東北大学	0	8	0
京都大学	0	0	1
計	9	11	4

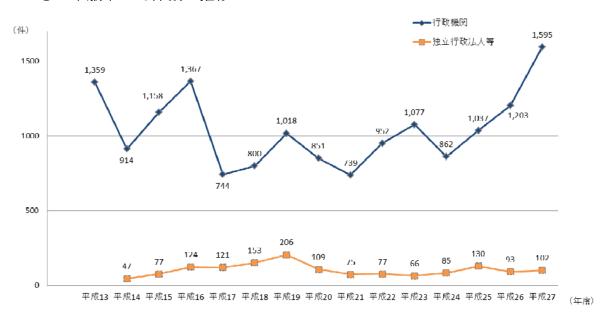
#### 4 不服申立て

#### (1) 不服申立て件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、行政機関の長に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる(※)。

平成27年度にされた不服申立ての件数は、行政機関では1,595件、独立行政法人等で102件となっている。

#### ○ 不服申立て件数の推移



※ 平成28年度以降は、改正された行政不服審査法 (平成26年法律第68号。平成28年4月1日施行) に基づき審査請求をすることができる。

#### (2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

### ① 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行い、不服申立て後の審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り90日以内に行うこととした。

平成27年度に審査会に諮問した事案について、不服申立てを受けてから審査会 に諮問するまでの期間は以下のとおりである。

(単位:件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	894	74	626	194
	(100)	( 8. 3)	(70. 0)	(21. 7)
(参考)	852	79	509	264
平成26年度	(100)	( 9. 3)	(59. 7)	(31. 0)
独立行政法人等	83 (100)	29 (34. 9)	37 (44. 6)	17 (20. 5)
(参考)	83	31	48	4 ( 4.8)
平成26年度	(100)	(37. 4)	(57. 8)	

# ○ 90日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
内閣官房	18
法務省	3
外務省	24
文部科学省	4
資源エネルギー庁	1
特許庁	27
国土交通省	69
防衛省	48
計	194

独立行政法人等	件数
国立精神•神経医療研	1
究センター	_
日本年金機構	7
東北大学 岡山大学	6
広島大学	2
計	17

# ② 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

上記①で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決・決定についても、原処分を妥当とする答申などにあっては30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り60日以内に行うこととした。

審査会の答申を受けて平成27年度に裁決・決定をした事案について、答申を受けてから裁決・決定するまでの期間は以下のとおりである。

(単位:件、%)

	計	30日以内	30日超 60日以内	60日超
行政機関	922	530	350	42
	(100)	(57. 5)	(38. 0)	(4. 5)
(参考)	635	378	221	36
平成26年度	(100)	(59. 5)	(34. 8)	(5. 7)
独立行政法人等	90	60	24	6
	(100)	(66. 6)	(26. 7)	(6. 7)
(参考)	94	46	23	25
平成26年度	(100)	(48. 9)	(24. 5)	(26. 6)

#### ○ 60日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
内閣府	5
総務省	1
法務省	10
外務省	16
厚生労働省	2
農林水産省	1
経済産業省	1
国土交通省	6
計	42

独立行政法人等	件数
医薬品医療機器総合機構	1
工業所有権情報・研修館	1
日本年金機構	2
東北大学	2
計	6

## ③ 不服申立ての内容が認められたもの等の状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、審査会に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされており、不服申立ての内容が認められたもの(認容)、一部が認められたもの(一部認容)、認められなかったもの(却下・棄却)の件数及び割合は、それぞれ以下のとおりである。

(単位:件、%)

	裁決・決定の 件数	認容	一部認容	却下 • 棄却	その他 ( <u>※</u> )
行政機関	1, 418	90	195	1, 071	62
	(100)	(6. 3)	(13. 8)	(75. 5)	(4. 4)
(参考)	1, 306	41	177	1, 069	19
平成26年度	(100)	(3. 1)	(13. 5)	(81. 9)	(1. 5)
独立行政法人等	103	10	28	63	2
	(100)	(9. 7)	(27. 2)	(61. 2)	(1. 9)
(参考)	127	35	23	67	(1. 6)
平成26年度	(100)	(27. 6)	(18. 1)	(52. 7)	

<sup>※</sup> 不作為の不服申立てに対する裁決・決定や、原処分庁が原処分を取り消し又は変更して申立ての内容を事実上認容しているもの(申立ての利益が消滅したため却下)など。

## 5 訴訟

平成27年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、行政機関では28件、独立行政法人等では8件となっている。

# ○ 訴訟 (新規提訴) 件数の推移

